

緊急事態宣言解除後の兵庫県独自措置・使用制限対象施設一覧

R3. 9. 30時点  
(適用期間：R3. 10. 1～10. 21  
随時更新予定)

1 飲食店等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考		
<b>飲食店等</b> (宅配・テイクアウト サービスを除く)	飲食店		(*1)令和3年9月30日までに県に 認証の取得申請が行われ、 今後認証される店舗		
	料理店				
	喫茶店				
	居酒屋				
	バー（接待や遊興を伴わないもの） 等				
<b>遊興施設</b> (食品衛生法に基づく飲食店営 業の許可・喫茶店営業の許可を 受けている施設) ※1	キャバレー	<b>【「新型コロナウイルス対策適正店認証制度」認証店舗 (認証の取得申請中の店舗を含む)(*1)(*2))】</b> ・5時～21時までの営業時間短縮 ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込み含む)は 11時～20時30分まで	(*2)令和3年10月1日以降に 認証申請を行う店舗は、 認証取得日に認証店として 取り扱う		
	ナイトクラブ				
	ダンスホール	<b>【上記以外の店舗】</b> ・5時～20時までの営業時間短縮 ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込み含む)は 自粛。ただし、「一定の要件(*3)」を満たす場合は 11時～19時30分まで ・「新型コロナウイルス対策適正店認証」の積極的な取得の 推奨	(*3)アクリル板等の設置（又は座席の 間隔(1m以上)の確保）、 手指消毒の徹底、 食事中以外のマスク着用の推奨、 換気の徹底、 同一グループの同一テーブルへの 入店案内は原則4人以内		
	スナック				
	バー（接待や遊興を伴うもの）				
	ダーツバー				
	パブ	<b>【共通】</b> ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を 講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に 規定される措置（従業員への検査勧奨、 入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、 手指消毒設備の設置、施設の消毒、 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止 に関する措置の周知、施設の換気） ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックス等※2)を除く	※1 ネットカフェ・マンガ喫茶 等、夜間の長時間滞在を目的 とした利用が相当程度見込 まれる施設は対象外。 ただし、感染防止策の徹底を 要請。入場整理の実施、酒類 提供の時短、(酒類の店内持込 含む。)(飲食を主として 業としている店舗)について 協力依頼  ※2 個室において、主としてカラ オケ設備を提供する施設		
	サロン				
	ホストクラブ				
	ディスコ				
	ライブハウス				
	カラオケ店・カラオケボックス				
	カラオケ喫茶				
	場外馬（車・舟）券場 等				
<b>結婚式場</b> ※3	結婚式場				※3 ホテル・旅館等での結婚式を 含む

緊急事態宣言解除後の兵庫県独自措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
<b>商業施設</b> (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	卸売市場(※1)	<b>【県全域】</b> ・21時までの営業時間短縮の協力依頼 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)は11時~20時30分とすること(「一定の要件(※2)」を満たすこと。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「1 飲食店等」に対する要請内容に準じること) ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等	※1 生活必需物資売場以外(生活必需物資) ・食品(※1) ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等  (※1)百貨店の地下の食品売場に対し、入場整理等を要請(法第24条第9項に基づく)  (※2)アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内  ※2 修理等に関する部分を除く
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商(質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
携帯電話ショップ 等			

カテゴリー	施設例	要請内容	備考		
遊技施設	マーじゃん店	<p><b>【県全域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>・業種別ガイドライン遵守の徹底</li> <li>・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)は11時～20時30分とすること(「一定の要件(*2)」を満たすこと。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「1 飲食店等」に対する要請内容に準じること)</li> <li>・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等</li> </ul> <p>(*)アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</p>			
	パチンコ屋				
	ゲームセンター				
	ビリヤード場				
	囲碁・将棋所 等				
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)		<p><b>【県全域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>・業種別ガイドライン遵守の徹底</li> <li>・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)は11時～20時30分とすること(「一定の要件(*2)」を満たすこと。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「1 飲食店等」に対する要請内容に準じること)</li> <li>・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等</li> </ul> <p>(*)アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</p>	<p>※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外。ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供(酒類の店内持込含む。)・カラオケ設備使用の禁止について協力依頼</p>	
	アダルトショップ				
	個室ビデオ店				
	射的場				
	ライブハウス				
	勝ち馬投票券発売所				
	場外馬(車・舟)券場 等				
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ(ペットフード売場を除く)			<p><b>【県全域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>・業種別ガイドライン遵守の徹底</li> <li>・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)は11時～20時30分とすること(「一定の要件(*2)」を満たすこと。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「1 飲食店等」に対する要請内容に準じること)</li> <li>・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等</li> </ul> <p>(*)アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</p>	
	ペット美容室(トリミング)				
	住宅展示場				
	旅行代理店(店舗)				
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)				
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)				
	スーパー銭湯				
	サウナ				
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)				
	リラクゼーション				
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)				
	日焼けサロン				
	脱毛サロン				
	タトゥースタジオ				
	占い				
写真屋・フォトスタジオ					
展望室 等					

緊急事態宣言解除後の兵庫県独自措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等〔特措法第24条第9項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	<p>【県全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>・業種別ガイドライン遵守の徹底</li> <li>・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等</li> <li>・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)は、11時～20時30分とすること(「一定の要件(*)」を満たすこと。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること)</li> </ul>	
	観覧場		
	演芸場		
	映画館		
	プラネタリウム 等		
集会・展示施設	集会場	<p>&lt;収容定員が設定されている場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大声での歓声・声援等が想定されるもの</li> <li>「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」</li> <li>又は</li> <li>「収容定員50%以内」のいずれか小さい方</li> <li>(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。)</li> </ul> <p>・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <li>「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」</li> <li>又は</li> <li>「収容定員100%以内」のいずれか小さい方</li> <p>&lt;収容定員が設定されていない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限10,000人以下、及び、人と人との十分な距離(1m)を確保すること</li> </ul>	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)		
	旅館(集会の用に供する部分に限る)		

運動・遊技施設	体育館	<p>【県全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>・業種別ガイドライン遵守の徹底</li> <li>・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等</li> <li>・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)は、11時～20時30分とすること(「一定の要件(*)」を満たすこと。ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること)</li> </ul> <p>&lt;収容定員が設定されている場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大声での歓声・声援等が想定されるもの</li> </ul> <p>「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は</p> <p>「収容定員50%以内」のいずれか小さい方</p> <p>(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</li> </ul> <p>「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は</p> <p>「収容定員100%以内」のいずれか小さい方</p> <p>&lt;収容定員が設定されていない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限10,000人以下、及び、人と人との十分な距離(1m)を確保すること</li> </ul>	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	スケート場		
	水泳場		
	テニスコート		
	柔剣道場		
	ボウリング場		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	野球場		
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	弓道場		
テーマパーク			
遊園地	等		
博物館等 ※	博物館	<p>「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は</p> <p>「収容定員100%以内」のいずれか小さい方</p> <p>&lt;収容定員が設定されていない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限10,000人以下、及び、人と人との十分な距離(1m)を確保すること</li> </ul>	<p>※図書館を除く</p> <p>* オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		

緊急事態宣言解除後の兵庫県独自措置・使用制限対象施設一覧

4 時短要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	内容	備考
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ（学童保育）		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
葬祭場	葬祭場	・感染防止策の徹底	
		【県全域】 酒類提供(酒類の施設内持込含む。)は11時～20時30分とすることの協力依頼	
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場（※1）	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等  ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場（※2）		
	コンビニエンスストア（※1）		
	大規模小売店（※1）		
	百貨店（※1）		
	スーパーマーケット（※1）		
	ホームセンター（※1）		
	ショッピングセンター（※1）		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※1）		
	ガソリンスタンド（※1）		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店（肥料等含む）		
	化粧品小売業		

カテゴリー	施設例	内容	備考
<b>サービス業</b> (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止策の徹底</li> <li>・適切な入場整理</li> </ul> <b>【県全域】</b> 酒類提供(酒類の施設内持込含む。)は11時～20時30分とするこの協力依頼	
	美容院		
	銭湯(公衆浴場)		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店(時計、靴、洋服、自動車(二輪自動車含む)、自転車等)		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
	神社		
寺院			
教会			
<b>医療施設</b> (※1)	病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止策の徹底</li> </ul>	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く  ※2 生活必需品売場に限る(生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア(※2)		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
<b>住宅・宿泊施設</b>	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止策の徹底</li> </ul>	
	カプセルホテル		
	旅館(集会の用に供する部分を除く)		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
下宿			
<b>交通機関等</b>	バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止策の徹底</li> </ul>	
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス(宅配等含む)		

カテゴリー	施設例	内容	備考
工場等	工場	・感染防止策の徹底	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	・感染防止策の徹底	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		